

古着
牛乳パック

新聞 雑誌
段ボール

資源集団回収を 実施しませんか？



新聞紙・雑誌・段ボールなどの古紙類、古着などの布類、
ビールびんなどのびん類等は、大切な資源です。

資源集団回収を始めて、大切な資源をリサイクルしましょう！



★資源集団回収のメリットとは？

- ◎ 今までごみ集積所に出されていた紙・布・びん類等がリサイクルされ、資源として有効利用されます。
- ◎ 奨励金を受けることができます。(回収量 1 kgあたり 3 円)
- ◎ 地域のつながりを深めることができます。
- ◎ ごみと資源物の分別やリサイクル等に関する関心が高まり、ごみ減量につながります。

★どんな団体が登録できるの？

町内会・自治会・学校PTA・マンション管理組合などの、市民で組織される団体

※ 登録については次のページ「～資源集団回収のはじめ方～」をご覧ください。

★対象品目は何？



* 品目ごとに、ひもでしばって出してください。

* 洗濯し乾いているものを透明・半透明の袋などに入れて出してください。



一升びんやビールびんなどのリターナブルびんのことです。



* キャップをはずし、中を水洗いして出してください。

★お問合せ先一覧

- ・ 川崎生活環境事業所【川崎区】・・・(電話)266-5747
- ・ 中原生活環境事業所【幸区・中原区】・・・(電話)411-9220
- ・ 宮前生活環境事業所【高津区・宮前区】・・・(電話)866-9131
- ・ 多摩生活環境事業所【多摩区・麻生区】・・・(電話)933-4111

～資源集団回収のはじめ方～



実施について相談しましょう

回収品目や回収日・回収場所等、具体的な実施方法を、協力世帯の方々や資源集団回収登録業者とよく打ち合わせてください。

また、決まった内容について協力世帯の方々にどのような方法で広報するのか（回収場所に看板を設置する、回覧板を回す、チラシを配るなど）を団体内で相談してください。

※注意事項

回収品目は登録業者によって異なります。

川崎市資源集団回収事業登録業者以外の業者による回収は、奨励金が交付されません。

役割を決めましょう

団体の代表者を決めましょう。

（例：町内会長、PTA会長、管理組合理事長など）

回収の確認者、協力世帯への広報・周知、奨励金の申請、会計など役割を明確にして、団体内で分担しましょう。



団体として登録しましょう

川崎市資源集団回収事業登録団体登録届出書【第1号様式(表、裏、回収状況調査表)】に必要事項を記入し、団体の回収場所を明示した地図等を添えて、川崎市環境局生活環境部減量推進課（下記参照）へ提出してください。

【申請書類の提出先】

川崎市環境局生活環境部減量推進課（住所：〒210-8577 川崎区宮本町1番地）

なお、登録後は定期的に登録更新手続きが必要となります。

資源集団回収を実施しましょう

登録した月から奨励金の対象になります。

登録業者から回収伝票等を受け取ってください。

※注意事項

取り残しなどがあった場合の業者問い合わせ先を確認して協力世帯の方々にも周知しておきましょう。



奨励金の交付申請をしましょう

回収量 1 k g につき 3 円の奨励金が交付されます。

下記の提出期限までに所管の生活環境事業所(前ページ参照)へ必要な書類を提出してください。

- 1月から 6月までの回収分(前期分) → 7月末日まで
- 7月から 12月までの回収分(後期分) → 翌年1月末日まで

提出の際に必要な書類は、毎年5月頃に送付しています。

川崎市役所のホームページからもダウンロードできます。

川崎市 資源集団回収 で検索

※奨励金の振込口座は、登録団体名義のものに限ります。